

翠進会すいしんかい（社会福祉法人滴翠会退職者後援会）規約

第1条（名称・事務局）

本会は、翠進会（社会福祉法人滴翠会退職者後援会以下『翠進会』という）と称し、事務局を茨城県石岡市半ノ木 11461 番地（救護施設慈翠館）に置く。

第2条（目的）

本会は、社会福祉法人滴翠会の発展と退職者相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、総会及び親睦会 年1回

第4条（会員）

本会は、滴翠会退職職員で第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 幹事 6名（各退職施設から2名）

第6条（役員を選出及び任期）

- 1、第5条第1項の会長は互選により、第4条第1項の会員の中から選出し総会において承認を得る。
- 2、副会長、監事は会長が第4条第1項の会員の中から選出し総会で承認を得る。
- 3、会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない
- 4、役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（監事）

監事は本会の業務及び会計を監査し、総会において報告する。

第8条（会議）

- 1、会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じ、臨時総会を招集する。

2、会長は、必要に応じ役員会を招集する。尚、会議には役員他、  
会員の方もアドバイザーとして参加できる。

第9条（議長）

総会並びに臨時総会の議長は、その都度会員の互選とする。

第10条（経費）

本会の経費は、寄付金その他の収入をもって経費に充てる。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第13条（補足）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、平成30年4月7日から実施する。

この規約は、平成30年6月13日実施する。

## 翠進会入会申込書

氏名・住所 電話番号（携帯）	住所 _____ ☎（携帯） _____
退職年月日 退職時施設名	S・H 年 月 日（在籍時施設名 _____）
近況状況	

私 \_\_\_\_\_ は社会福祉法人滴翠会退職者後援会『翠進会』に入会致します。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印